平成２６年（フ）第６０８号
札幌市豊平区平岸４条７丁目８番20号　シャンティ平岸301、住民票上の住所札幌市豊平区平岸４条12丁目12番46号　平岸ホワイトハイム６号
債務者　後藤　浩樹
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６３号
札幌市清田区平岡５条２丁目１番３―110号
債務者　田村　弥生
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８５号
北海道千歳市富丘３丁目14番22号　シャンボール富丘202号
債務者　木村　英雄
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８６号
北海道千歳市富丘３丁目14番22号　シャンボール富丘202号
債務者　木村　信子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７０３号
札幌市西区八軒９条西２丁目２番15号　ビッグバーンズマンション八軒Ⅲ―305号
債務者　原田　佳奈
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１２号
札幌市清田区清田１条４丁目１番45―507号
債務者　内田　景子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１７号
北海道江別市中央町６番地の４
債務者　中川あゆみ
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２０号
札幌市東区北17条東17丁目３番10―104号
債務者　宮田登美子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２３号
北海道恵庭市有明町２丁目15番２号
債務者　永山眞紀子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７８号
北海道恵庭市文京町２丁目15番７―201号
債務者　鈴木　美佐（旧姓岩村）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０７号
札幌市西区西野１条２丁目１番５―204号
債務者　近藤　智佳
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４２号
札幌市厚別区厚別西３条３丁目４番３号　西光マンションⅡ―102
債務者　岡田　祥子（旧姓山崎・新岡）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５０号
札幌市北区屯田４条５丁目７番23号
債務者　楠美美由紀
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６４号
北海道石狩市親船東１条２丁目58番地
債務者　久保　雅義
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７３号
札幌市北区北34条西９丁目１番11号　グランドパレス102号
債務者　河森　祐一
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部